

第 494 回岐阜地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 8 年 7 月 1 日 10 : 00 ~ 10 : 35		
出席状況	公益 5 / 5	労働者側 5 / 5	使用者側 5 / 5
<p>主な審議事項</p> <p>1 . 岐阜県最低賃金の改正決定（諮問）並びに特定（産業別）最低賃金の必要性の有無（諮問）について 局長から会長あて諮問を行った。 資料について説明を行った。</p> <p>2 . 岐阜県最低賃金改正諮問後における関係労使の意見聴取について 最賃法の規定に基づく文書による意見聴取に加え、7月29日に開催する第495回岐阜地方最低賃金審議会において労働者、使用者からの意見聴取を実施することを事務局から提案し、審議会の了承を得た。</p> <p>3 . 岐阜県最低賃金専門部会の議事公開について 岐阜県最低賃金専門部会について、令和8年3月19日の第493回岐阜地方最低賃金審議会にて令和7年度と同様の公開範囲とすること及び審議の経過を記した公益委員見解を作成して、ホームページで公開することを報告した。</p> <p>4 . その他 中央最低賃金審議会で確認された「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」について説明した。 意見公示、委員推薦公示に係る日程の説明を行った。</p>			
<p>主な意見の要旨</p> <p>労働者側 特に意見なし。</p> <p>使用者側 特に意見なし。</p>			